

薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を  
 改正する件 新旧対照表

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成  
 十九年厚生労働省告示第六十九号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一 一・二 (略) 三 イソコナゾール 四〇七 (略) 別表第二 一〇六 (略) 七 烏薬順気散 八〇十 (略) 十一 越婢加朮湯 十二 越婢加朮附湯 十三 (略) 十四 黄耆桂枝五物湯	別表第一 一・二 (略) (新設) 三〇十六 (略) 別表第二 一〇六 (略) (新設) 七〇九 (略) (新設) 十 (略) (新設)

---

十五〜二十二 (略)  
二十三 解急蜀椒湯しやくしやう  
二十四〜三十八 (略)  
三十九 甘草乾姜湯きんこう  
四十〜四十二 (略)  
四十三 甘露飲  
四十四〜五十四 (略)  
五十五 九味檳榔湯きんろう  
五十六・五十七 (略)  
五十八 桂姜棗草黃辛附湯きしょうそうかうしんぷとう  
五十九 桂枝越婢湯けいしえつべいとう  
六十〜六十八 (略)  
六十九 桂枝芍藥知母湯けいしやくやくちもとう  
七十 (略)  
七十一 桂枝二越婢一湯けいしにえつべいいつとう  
七十二 桂枝二越婢一湯加朮附けいしにえつべいいつとうかじゆつぷ  
七十三〜百十三 (略)  
百十四 四逆加人參湯  
百十五 (略)  
百十六 四逆湯  
百十七・百十八 (略)

---

十一〜十八 (略)  
(新設)  
十九〜三十三 (略)  
(新設)  
三十四〜三十六 (略)  
(新設)  
三十七〜四十七 (略)  
(新設)  
四十八・四十九 (略)  
(新設)  
五十〜五十八 (略)  
(新設)  
五十九 (略)  
(新設)  
(新設)  
六十〜百 (略)  
(新設)  
百一 (略)  
(新設)  
百二・百三 (略)

---

百十九 紫根牡蛎湯  
百二十 滋腎通耳湯  
百二十一 滋腎明目湯  
百二十二 小續命湯  
百四十二 小續命湯  
百四十三 真武湯  
百五十四 真武湯  
百五十五 清熱補氣湯  
百六十二 清熱補氣湯  
百六十三 清熱補血湯  
百六十四 千金內托散  
百六十八 千金內托散  
百六十九 續命湯  
百七十 續命湯  
百七十一 中建中湯  
百八十七 中建中湯  
百八十八 排膿散及湯  
二百十五 排膿散及湯  
二百十六 茯苓逆湯  
二百三十一 茯苓逆湯  
二百三十二 茯苓逆湯  
(略)

(新設)  
(新設)  
(新設)  
百四 百二十三 (略)  
(新設)  
百二十四 百三十四 (略)  
(新設)  
百三十五 百四十一 (略)  
(新設)  
(新設)  
(新設)  
百四十二 百四十五 (略)  
(新設)  
百四十六 (略)  
(新設)  
百四十七 百六十二 (略)  
(新設)  
百六十三 百八十九 (略)  
(新設)  
百九十 二百四 (略)  
(新設)  
二百五 二百十五 (略)

二百四十三 麻黄附子細辛湯

二百四十四～二百五十九 (略)

二百六十 麗沢通気湯

二百六十一 麗沢通気湯加辛夷

二百六十二・二百六十三 (略)

別表第三

無機薬品及び有機薬品

一～十三 (略)

十四 アンブロキソール

十五～二百五十 (略)

生薬及び動植物成分

一～三十 (略)

三十一 カンゾウ。ただし、外用剤及び一日量中カンゾウ一g未

満を含有するものを除く。

三十二 カントウカ

三十三～六十二 (略)

六十三 ジオウ (別名カンジオウ又はジュクジオウ)。ただし、

外用剤及び一日量中ジオウ〇・八g以下を含有するものを除

(新設)

二百十六～二百三十一 (略)

(新設)

(新設)

二百三十二・二百三十三 (略)

別表第三

無機薬品及び有機薬品

一～十三 (略)

(新設)

十四～二百四十九 (略)

生薬及び動植物成分

一～三十 (略)

三十一 カンゾウ。ただし、外用剤、一日量中カンゾウ一g未満

を含有するもの及び一日量中カンゾウ一g以上を含有するもの

(甘草乾姜湯、中健中湯及び排膿散及湯に限る。)を除く。

(新設)

三十二～六十一

六十二 ジオウ。ただし、外用剤及び一日量中ジオウ〇・八g以

下を含有するものを除く。

く。

六十四  
〜  
百七十八  
(略)

六十三  
〜  
百七十七  
(略)